

土地区画整理法第76条許可申請手続きについて

1 目的

土地区画整理事業の円滑な施行を図るため、土地区画整理事業の施行区域内において、建築行為等を行う場合は土地区画整理法第76条第1項の規定により、吹田市長の許可が必要となります。

2 対象区域

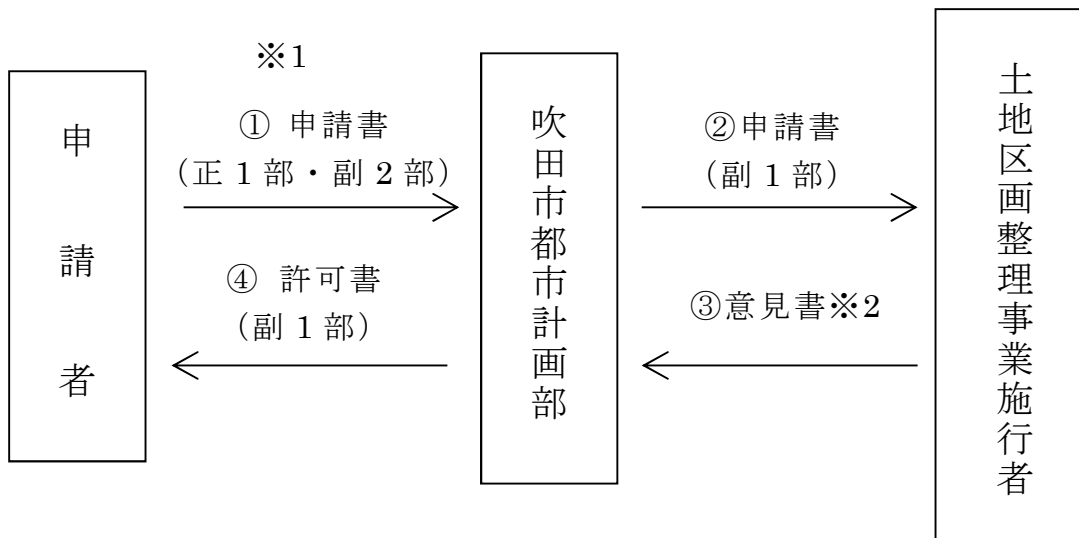
事業認可の公告日から換地処分公告日までの土地区画整理事業施行区域内（佐井寺西土地区画整理事業が該当区域となります）

3 許可に必要な書類

申請書は正1部・副2部の計3部提出してください。

（書類の詳細については本市ホームページをご覧ください）

4 申請の流れ



※1 許可申請を行う場合は、土地区画整理事業施行者と行為内容について事前に協議を行った上で、申請書を提出してください。

※2 施行者が定める様式

問合せ先

（申請手続きについて）

都市計画部都市計画室都市計画担当：06-6384-1947

（事業内容・申請前の協議）（佐井寺西土地区画整理事業）

土木部地域整備推進室市街地整備グループ：06-6831-9697